

大正九年六月二十五日(第五日)

一 開議の散会時刻 (自午前十時三十分至午後五時三十分)

二 出席議員の次の通りである

議席代名	議席代名	議席代名	議席代名
一 春 村 春 八	八 春 和 范 八	五 春 天 久 盛 確	
二 岸 本 利 莫 九	九 米 須 清 祐 一	六 当 山 伸 太郎	
三 伊 佐 莫 一	一〇 村 本 八 重 七	七 次 富 盛 信	
四 佐 野 莫 慎 祐 一	一一 花 城 清 吾 八	八 稻 嶺 盛 三	
五 中 山 勝 豊 一	一二 中 里 幸 助 九	九 野 里 敏 行	
六 安 里 良 朝 一	一三 松 本 利 宣 二〇	一〇 柳 原 瓜 實	
七 峰 間 健 郎 一四	一四 山 本 朝 徳		

三 欠席議員なし

四 市町村自治法第六條の規程に別會議事件説明のため出席し看は次の通りである

村長 村 春 勝	助役 栗 屋 莫 徳
収入役 村 春 松	裁政課長 当 山 金 吾
逓納課長 澤 敏 安 一	医政課長 桑 江 良 徳

五 本會議の書記の次の通りである

書記長 松 川 瓜 義	書記 野 里 敏 行
-------------	------------

六 議事日程の次の通りである

日程第一 一般質問
日程第二 議案第一号 大正九年度首經濟村木山決算認定に關し

七、会議の顛末	
議長	出席一人名心あり。議会の成立致し。唯一の副会長致し ます(半時十分)
"	日程第一、昨日に引続き質問に入ります
"	≡ 審議員質問を答へます
≡ 審	村政報告に新年度算出目標にかゝり、個別的に以て明確なる目標を 定む(例へば、都市計画の何%と、又は水道事業の何%) 総合性に乏しい感を もつた心あり。目標を明示し賞い。い。
村長	町村自治の努力目標にかゝり、学校にかゝり、如何なる村に、或 目標を以て行ふ事があり、都市計画、水道事業にかゝり、予算との 関連を述べ、その如何なる話もあるが、予算の裏付けが必要である との予算措置を以てある
	水道関係は第一に完成せらる。都市計画の計画の進捗程度を以て、 町村合併にかゝり、議会に諮る。審議委員会を以て持たせらる。
	未だ具体化しない。他町村の話も、中城の賛成である。地 中城の賛成であるが、公的に町村合併は、おそれある。と、
	若し村が不利にある様な事がおそれ、又困る事がおそれ、合併 に賛成はない。今日の町村合併、名護を中心、又中部のコガセ 中心に、その話もあるが、二つからの問題にかゝり、議会の 皆様に一語に検討を行ふらうと思つておられます。
議長	一名審議員の出席を報告致し。
≡ 審	村民総所得を如何程に見積り、村民税の何%見込むか、 或は議員が如何にかへるべきか、又或程度判断しおへる べきか、沖縄全体として総所得が上がつており、又村にかゝり、

	上がっていると思う。津鯉心作%上がり。村心作%上がっているが、
村長	所得に於て 0.14% 心作 1.32% 総所得 1700トド
議長	八番議員の出席を報告致します。
≡ 審	明くる住む社会の建設の廣さを追放する=4心あるが。現在が救済 済在帯数にこれに近いボラーラ層を何%程度に見積つていざ の対策に力入。
村長	救済者が250人で、100戸 本が79人、180人で、200戸である。 対策に力入。政府からの補助を、村から7月6月に物資を支給
村長	いいる。尚ボラーラに力入は、金200あれば4人ホ=2はあり。
≡ 審	本年度は予算削減に力入あり。来年度からは、ヨロコと思ひ ボラーラに力入。私委員もあり。福祉協議会からの資金を 消化出来ぬ状態にある。村に力入の真努力にも力入=4を 希望致します。
議長	八番議員の出席を報告致します。
≡ 審	振込訂正の受取の必要はないが。現在どの程度まで進行しているか。
村長	大体基本施設は地に力入。大七割は出来ている。今後の変更の要 は変更するに力入。年々の予算の処置はどうかと思ふが。中部市町 村心取り上げである。
≡ 審	本村に第一産業は力入。第二産業の異常な増進の案に力入も変 更しなくてはならぬ。かとも力入である。
村長	民主体育成に力入。村の発展に即して指導如何。採に力入であるが。 民主体の育成に力入。政府の社敵側から自己を研修。 (社会協力) リフレッシュの力入が大きい。力入変りはない。 全体的にも力入。研修を力入。又出来れば。村政に力入

	せし様にしておる。
一五 審	民主団体の育成にたいし、婦人会が復旧関係のアシストを取つてさうだが、即時復旧反対があるの話を聞かせるが。
	それにかゝり、中部青揚会もある団体組織を仮に作る場合には、村長も育成する意味を補助する者なり。
議 長	暫休懇致しす(午前十時五分)
"	再開致しす(午前十時七分)
八 審	婦人会の理事を別に分けて、研修をやる(グループ生改)で政府の別な指導方針による事があるが、婦人会の団結力を弱める事もあり、中央の予算とりに対し地方末端は乏乏なり。
	村長もどう思ふか。
村 長	同じ婦人団体に対し、生改、婦人会から来るものは乏乏と、グループを婦人会の一部活動に見るべきか、良しと思ふ。
八 審	予算に対し、村長は意志のない予算で、社会教育主事の予算を組むのが良しと思ふか。
	同じ民主団体もあれば、同じ様に取扱ふべきと思ふ。同じ様に事業費を組むべきあり(その他の民主団体も)
	予算から一元化の意味からして消さるべきかと考へらるる。
議 長	暫休懇致しす(午前十時八分)
"	再開致しす(午前十時一分)
村 長	同じ婦人団体に対し、生改から来るものは、果合、悪しと、婦人会のグループを見れば、婦人会としての補助を出すべしと思ふが、組織が別とありすか。
八 審	各分野に渡り、研修をやるべき、予算を組むべきあり。

村 長	婦人会の教育予算の額を上げておきたい。
≡ 審	議会の説明は同一団体。婦人会の中に生政が含まれ、青年会の中に農研等も含まれるが、村長は政府の話し合いが中心であることを見逃して。
村 長	政府に話し込めばあるが、文庫局のこともその裏で話し居るが、実現しない。
≡ 審	政党、政派の話は復帰の裏でやらせておきたいが、村内の民主団体どうはなかい。選挙の場合に利用してはくれぬと産するが、復帰の裏で時期々、その上方式の裏にある民主団体はこれと掲げたい場合、政党運動として見られる。村長が立候補の場合にも村長の目標の一つであったが、
村 長	一、復帰運動は、政党政派の二つ。
	≡ 運動の事実の有無
村 長	≡ 柳助の消滅意志の裏
村 長	≡ 同様にカイト相互に検討する必要があると思う。政党大の主張はこれ、又団体はどうもこれの話しを持っては行かないと思う。
	柳助の消滅意志にかいては全然ない。復帰運動は、村に付くべき仕事があり、今直ぐやることは出来ない。
≡ 審	村長に対して、今日、明日から直ぐ復帰運動をせよと言ふことは出来ない。明日石川の工務被着者が普天間を這うので、これ等に対して、激所の手業を述べたいが、
議 長	暫休懇致の時(午前十時二十九分)
	再開致の時(午前十一時三十分)

一八番	村民の所得は三年分の総所得で50万。片度の場合の算出の基礎に於いて
村長	見積算は難しいが、三年分は増えたとはいえない。
一八番	課程の対策を別々に申告する。
財政課長	申告は別々だが、事務所、税務署等から資料を集めてやる。
一八番	救済の案に於いて、これに對し全額救済、一部救済、我が区長時代に於けるが、一部救済が本格的に変わったが、時行要項にその案に於いて
村長	救済関係に於いては、四、五年分は、区長が一応シメていく、これは全額救済、一部救済者の処置にありしたが、政府のこの案を作るときに、その救済の資産の総所得等とあり得る角度から検討し算出を行く、最後の額に決らているかと云うことは、その不足分を補助するに云う方法に変わっている、本格的には、それに該当する準救済者に準ずるものがある、これに補うの線では
一八番	救済の案に於いて、去年三月頃無償配給米がありしたが、どう云う性質のものか、又配付の方法に於いて
村長	三月頃である、事實上は台帳被害の中心が、たしかに、時に3万料位来た、台帳被害に關する物資もあり、政府からそれに該当する者に上げると、来たので、村にても配分に困った、村にても各部落の報告に於いて、やがて、事實上は報告が出来る、村にても
一八番	個人の配分に於いては、区長に一任してある。
村長	要するは、台帳被害者、救済者、被災者である。

〃 審	救済の件を現在村に社会福祉の駐在員がおり、誰が見てもこれは救済者に該当するところが、駐在員の事務的、追跡事実上、調査は出来ないので、村ではどう思うか、
村 長	定数は二名でありますが、今の所一名しかないので無理なところも思いますが、政府では四名の方をその補充が出来ない状態がある。
議 長	暫休懇談会(午後二時十分)
〃	再開致します(午後二時十分)
〃 審	人の不足だからと言いつつ口には出来ませんが、村を通り出せば、救済者以上の人が居るが、その条件が難しいからやむを得ない、
村 長	先にも申し上げた通り、福祉事業を増え採う格好で、又処置にかかると検討はされていると思っております。
〃 議 長	当然政府がやるべき役割に於けるか分らないので、その間の必要措置は、本村の予算の範囲内でやるかと思っております。
〃 審	今この議会及議員が執行当局に要望する事項が如何に取扱われるか、不明であるので、その点について具体的に説明して欲しい。
村 長	扱える説明する積りはありますが、事務の裏を扱えないのが、後で全部扱える報告するに致します。
〃 審	簡単に申し上げますと、ラゲオ球連の件、法律相談所、村政一覽表、網税組合、土地の再調査、日本の職員研修等があります。
〃 審	その案にかいて後でプリントにレイアウトしてあります。
〃 審	図書等の件は付いてはどうか、又網税組合の件にかいてはどうか。

村長	<p>飲水場の上にも階が出来たところが検討中であり、</p> <p>飼料飼舎の件については早く着進められ、課長にも話している。</p>
＝ 審	<p>一年間の議会の過程がどうなっているか、これを後で文書にて報告して欲しい。</p>
＝ 審	<p>村長親任以来職員が定員増が既に回されてきた。又々之が行われたい。仕事が増加は認めるが、これを自ら定員増に求めることは出来ぬ。これを取り止めるべきか。</p>
村長	<p>これを先に答弁致して頂く方が省略です。</p>
＝ 審	<p>村政報告の村公報だけでは不十分である。親子ラデオによる定期的な報告と演説会の費用のつかり方、最も簡便で効果的な方法と思われるが、これが出来ない理由如何、又今後やる意志があるか。</p>
＝ 審	<p>意志の了解の裏に進む。</p>
＝ 審	<p>都計を進めるに当り、予力専門家に於て判断が是非必要と思われるが、本出から(コガ名護等と協同して)専門家を招き、行いたい。出来るだけ早い回答であり、これに併せて進む。</p>
＝ 審	<p>水道料金の値下げ、その地域を包含する事、及将来自己水源をもつてに、再検討の必要があると思われるが、村長の見解如何。</p>
村長	<p>自己水源を集めて、村全体に給水出来るかどうか問題である。将来、研究は行いたい。</p>
＝ 審	<p>産業について先進地に対する報告と、新年度の努力目標として、農産地解消、大衆畜の増殖に力をつけて欲しいが、農業中小企業に対し、村長如何なる村独自の構想改善を持っていたか。</p> <p>基本的、農業計画について。</p>
村長	<p>底作、肥料等大衆畜が必要である。</p>

経済課長	残れぬ耕地をどうレイアウトするかが問題でありすが、これについては耕地制 と云ふは市庁とわけ出来ぬと思ふ。急ぐをいふ言は一言に 一言といふ。
二番	村はレイアウトをせしむると云ふは何か伺ひ申すが、村はこれに村 の政策があると思ふが、所得を上げるには生産力を上げねば出来ぬ が組合当りの中話し合ひ検討してはらぬ。
村長	村はレイアウトを作らぬと思つては、買ふにも問題がな、農業もあり 又人単働かぬからふ、組合も話し合ひて行ふ。
二番	教育委員会を算は、名目だけの公聴会をふし、作る前に評議会議 と協議会をふは、が望ましいと云ふが、村長の見解如何。
村長	村の委員もあり、作る前に議会議と懇談会を持つては 思ひ申す。
二番	部隊の採り得物資(残飯)など、人好むと云ふ、空気があつたが、事情を説明 して貰ひ、村予算を通す必要はなかつた。
村長	これを買つて、教育面に使つて貰ひ、助言も有り、村 長、教育委員の名義で契約して、契約する前にどうするかと、助役と 話し合ひ、業者と契約の委員会を、毎月300ドルを委員会に 入らう、余り不満にない、大山のPTAF引渡さす、と云ふ、 私には、委員会に語りわけ出来ぬ、と云ふ、ある。
二番	村長の名義で、村予算を、定めて委員会に、やるのが当然だが、
村長	村長も、委員長の、契約は委員会に、させ、又、村が 委員会に補助を出す、と云ふ、は、難い、といふ、が、
二番	米村専業労働者の、賃上げに、如何なる構想を持つて、
二番	これについては、答弁が、あり、決まらぬ、

二 審	<p>納税成績の悪い原因は賦課がおと中校だから、納税懇談会の進行状況と住民の要求(現状(課税)に如何なるものがあるか)</p>
村 長	<p>先に答辯致しなれども省略致しす</p>
二 審	<p>獨立中校の敷地購入に税金の引上げが、起債のやり地如何なる方針で進められたか</p>
村 長	<p>先に答辯致しなれども省略致しす</p>
二 審	<p>役所事務の簡素化に具体的に如何に努められたか、又本土から専門家をして診断と研修をさせたべきと思ふが、村長の見解は如何</p>
〃 〃	<p>研修をさせたところ、答辯で述べられたことと異なる</p>
〃 〃	<p>5年間の村政を見、総合的な企画性を示す必要あり</p>
〃 〃	<p>指導性を發揮しなれども(職員指導)</p>
〃 〃	<p>返答に数字を示すに具体的を示すにあらざる</p>
〃 〃	<p>提案理由の説明の件につき、今後注意しなれども必要あり</p>
〃 〃	<p>望み教へす</p>
一 九 審	<p>行政分野を別にすれば、学校関係の水直施設費が組まれてゐる</p>
〃 〃	<p>であるが、その理由</p>
建設課長	<p>本線に入つたおかげで、計画外の掘り分はあつたが、出来たおかげで</p>
一 九 審	<p>委員会がやるべきと思ふが、村長の見解は如何</p>
村 長	<p>道路の工事は村がやるべき工事であれば、村がやるべきものであり</p>
〃 〃	<p>補助金はあつても、早く工事をやる必要はない</p>
一 九 審	<p>課長は普天同中校だから、大山小中校の中校だから</p>
建設課長	<p>石川橋を中心が、もう少し10米位、大山小中校の中校の中校</p>
一 九 審	<p>中校敷地の水直の敷設の件は、普天同が給水すれば、村のあつて</p>
〃 〃	<p>手があるおかげで、話し合つたおかげで、村の話し合ひは如何</p>

村長	喜友名の行政担当者から話を聞いた。あれは喜友名の区域では ないから話さないが、条例改正の場合には問題がある。申し
村長	込がなければやらない。
一六番	喜友名の地域内に井給水はいい。しかし申し込みがあれば給水を とけることは出来かと思うが、条件がどうあるかは知らない。喜友
村長	名地域にある学校に給水するのは喜友名の了解を要するかどうか、
助役	地域の莫知かと思う。喜友名水源を利用する場合の時に 水道公社の水を貸与する時には、話し合おうかと思う。
	又要望はあつたかも知れない。
一六番	水源がどうなる関係上、その当時のやり取りは無関係な意味が
助役	区域とどうなる話し合いがなされるのかは関係ないと思う
一七番	那覇市がどうある水源の区画を要求する意志があるが、契約の 満了20年間の強制収用。昭和26年頃。契約は切れている と思うが、その当時は20年後に水源を求めるとの事収用したと 思うが、那覇市もその水源を確保している話しもあり、それが出 来れば村の水も収入になると思うが。
村長	諸資料を集めて持参したいと思っております。
一八番	当時の契約がどれか生存しておれば、それに相当の条件も あるかと。久保田、宮城の所長等が知っていると思うが。
議長	暫休懇致します(午後十二時四十分)
	再開致します(午後十二時五十分)
一八番	農業の政策がどうあるか同感がある。技術補助指導が莫から進 められておるが、村の事業は去う方が多し。昔からでなく、売り買い多く 作つたがどうあるかどうあるか。どう言う言葉を使えば、その範囲内で

議長	最高度の収益を上げる事を考へておられる、 暫休致し下さ(午後一時十分)
"	再開致し下さ(午後一時十分)
副議長	副議長と交代致し下さ、 二議員退場
"	一番議員の質問を願ひ下さ
一 番	軍用地から立区の中は坪作浜部落の一部に対しては、村から見舞金を 出しているが、同じ立区部落がある中原上原に対しては、その極 め法に構はれぬが不公平と思ふ、村長の方針如何、
村 長	坪作浜と中原上原の場合事情が違ふと思ふ、それでは見舞金 といふ5,000円と下りておる、
一 番	中原上原の場合にお互、合議の上から立区へ、又その金を持た 行くに持滞費といふ15,000を補助しておる事か不公平かあると 思ふと思つておる、
副 役	坪作浜の場合、議会の議決におい5,000円見舞金、その他は 出ている、又坪作浜からの陳情におい一ヶ年間の国産資産税の 免除はあつた、(か又三ヶ分)
一 番	中原上原の立区者の中に困つた方がおられるので、その区 を赤慮に入れたら如何、
一 番	行政区画変更にかゝり村の都市計画を着々進めていゝが、上原 中原部落も合併の案違ふが、一方的に加入金を強制しては が村では打崩壊を立ない、行政区画整理をするにすれば 何時頃になるか、
村 長	行政区画にかゝり都市計画委員会が出来てから検討して進めたいと思ふ

	加入金の集にかいり部落の中合せし。村長といは合りあり。
一 番	税務署 請教の件にかい。コダの税務署に出頭命令を受て行つたが、 思の様に調べるため出村住民に迷惑がかかる。村長といふ本 村に出張所を置く事をいふ。
村 長	出張所の請教にかいは、今済ませたいが、私に税務署に行つたが 迷惑の集にかいは、良知のあつた。その迷惑を住民に当とない 様にしたいと思つた。
二 番	中原と来り一請にふりていふ申上げがなければ、包含する意志が あつたかどうか。不公平だ。村長が不利だ。
村 長	両方がやうなものであつた。やうな事だ。思ふ村長といふ。
三 番	加入金のついで。住民登録が施行される。当然ふくむての話し あつた。
総務課長	加入金を取るといふ事ではあつた。思ふ区長会でも再び話し てあつた。或る部落にたいして事業をするための加入金もある。 やうなものであつた。これ取るといふ事ではあつた。話しあつた。
一七 番	税務署の出張所の件にかい。 税務署に行つた。誰かが、たがひ終戦を持つていふ思ふ。税務署に いふやうな迷惑、不便を解消したい。話しあつた。コダ 税務署の中。どうも出来た。村長が政府に行つた場 合は、持滞りがある。
一五 番	加入金にかい。条例をいふ。意志があつたかどうか。 村 長 取れ、取るといふ事はない。今の所、条例が件で済ませたいが、 村の発展に問題があると思つた。
一八 番	手紙の簡便中の問題はない。論ずる必要はないと思つた。

一 番	區長が村長の任命を申し立てたが、当然区に入れば区民は同意しない。その区民の決意は誰がするの。
村 長	入る場合の意図の目的も本人から当然区民取扱いがある。
議 長	暫休懇致して(午後一時三十分)
"	再開致して(午後一時五十分)
八 番	末端自治体の強化をしなければならぬ事は、村の行政上、村長が所望である。
	部落が良くなるには、この事は困難。例へば区長の場合に部落の推薦による任命があるが、区長は所の職員があるから、どうも出来ない。村の部落にかけなければならない事にあると思う。
	性事させれば、自治の力が弱くなる。ほつた利を求めない。又区長がこれに賛成にあらねばならぬ。
村 長	今の村の責任の重さを違っている。一番長(知事)の区民が、区長に推薦させている。
	私が適当だと思つた任命である。適当である人を推薦して、これは村長には関係ない。区民にあると思う。
八 番	村長は不適当と拒否したことがあつた。部落の自治を分派の人に投票すれば、どうかと思う。良(部落)の因習を振るふやめなければならない。
二 番	区長の身分はどうかといふが、お伺いします。
村 長	常勤の職員であるが、行政課の見解がある。
二 番	常勤職員といふ取扱いで、時間の件、超過勤務等、何と何に関連するかどうか。
村 長	役の改定條例を審議する場合には出て来たと思つたが、又区長も

議長	特別職の解任の思いが、條例案を良く検討しおらう。暫休致しなす(午後一時四十分)
議長	再開致しなす(午後三時一五分)
議長	一般質問の件は持ちこた全部終了致しなす。
"	日糧第一議案第八号、一九九年度首軒済村蔵入歳出算認進にかいて質問と致しなす。
"	本案に対する審査委員の報告を求む。
審査委員	審査の結果を報告致しなす。審査にかいては、議員必携の二四八頁の第七章にも詳しくありなすが、知事、中屋両検査主査議員の申し渡りに依り、同日に依り審査をなした結果、別紙報告書の通りであり、審査の方法にかいては、確認、質問等で綿密に審査した。審査の場合、内部審査が充分おこなわれておらう。事は事後充分なる審査をなすおらう。之を要望致しなす。
	○一般執務状況にかいては、改善を求めたところを認め、
	○事業執行の案は、普天間中核較地買込水道関係等の既償を少しおこなう所である。
	○消耗品の案は各課別にやっておるが、これは総務課を一括しおらう。之を要望致しなす。
	○事務の面は、税法改正に伴い、おかわり結果を付たい。
	○予算執行面にかいては、不要額があるが、これは外部面のため(分限関係の出費不能、政府補助金の見積)等の案で、不要額が少くおらう。
	一九九年度の予算は我々が議員にたいして、おこなわれ、充分に検討した。不充分な案にかいては、質疑に答へたいと思ひなす。

議長	苗委員の報告を終ります。
	本業に対する質疑の類はります。
≡ 審議	収入未済額 18,470ドルとあり打つが、その内の 7,000ドルは入つてゐる。
議長	野休總致しする(午後三時三十分)
"	再開致しする(午後三時三十分)
"	款ごに違ひをせしめ致しする
一五 審	収入未済額に次の年度、六十年平均をいへばどうあるか。
収入 収	六十年の調定額に入つて来る。やゝ滞り額を徴収せしむ
一〇 審	未収入額 18,470ドルの内 7,000ドル入つて打つが、税目別にどの税から滞りが多いか。
収入 収	後心打答を致しする。
≡ 審	未済額に 8月の心があるか。その後の収入心(9月以降)当初予算と調定額は次年度もある程度は見越せしめなければならぬ。
収入 収	予算は五月に出上りかかつた心、決算は六七八月と継続し心、予算の健全性から、立派にいつた心がある。
	予算の欄には前年度の滞り繰越分は訂正してある。
一〇 審	不動産取得税の資料にあるかおとと思うが、登記所にてやうであるか、その対象。
収入 収	四月一日現在にどうあるかは、次の固定資産税の対照にある。
	数値にかゝる。村の台帳による土地の場合に登記所の通知がある。
一〇 審	五七年は 3,578件あり、六一年は 6,000余ドルとあり打つが、どうか。
収入 収	五七年決算は全常の件、平均は均等割りの表にある。
議長	七審議員の出席を報告致しする。
一〇 審	その戸数の村の何%にあるか。

収入役	全戸数の25%位でありませう。
一〇番	事業税の調査が増えおるが、その賦課の方法にかゝる。
賦課課長	申告においよびおる。
一〇番	不取価格に控除がある。
賦課課長	事業税、家賃にかゝる控除額がある。評価にかゝるは同じ称にしておる。
一八番	不動産取得の109件と、又税率にかゝる。
収入役	収入済に対する件数と、賦課件数との相違は、税率の右側の
議 長	唯一時刻四時とありませうが、時間延長は審議して、思ひませう。
一〇番	果議をいひ平が有る。
一〇番	御果議がある、時間延長は審議打合せに致します。
一〇番	暫休を致します(午後四時一十分)
一〇番	再開致します(午後四時五分)
一八番	特別所得税の件にかゝる、課税額が少い村があるが、そのやうな方法はどうか。
賦課課長	申告をいひおる。申告に疑義がある場合は、税務署当りの資料を取らせようとおる。
一八番	賦課の標準方法はどうか。
賦課課長	第一種が1/100、第二種が1/100とある。
一〇番	固定資産税の減額料も収入が乏しいから、特別の原因があるか。
収入役	固定資産税は、滞り繰越金、予算額が小さい村におき、見積りしておる。
一〇番	滞り着が他の村に行つた場合、その村長にお頼みすると言つておるが、町村会当りの受入の集金、納税者をお呼び、受入の中にかゝる方法を取らうかどうか。

期 収	シロにハツは住居の自由心。結局はシロ村に移つてセザハカレバ、その村を通じてもいい。
一〇 審	その方法の効果があればいいが、住居の自由の権利を主張する前に、義務を履行するのがある。その辺はどうか。
期 収	住民登録が施行された受入の件がふたつある。その辺はどうか。
一五 審	火行税にたいして、天謝名の場合火行を替つておるが、その方の徴収にかんしてどうか。
期 収	給金に取つておる四月までに、1000ドル位取つておる。
一〇 審	午馬車税の未収の集にかんして、今の午馬車はどのくらい徴収可能か。
期 収	取つておる。他の税の納入も滞りておる。
一〇 審	滞りておる理由にかんしてどうか。
期 収	高い位かある。
一〇 審	雑税が廃止にかんして、市町村交付税が増えているがどうか。
期 収	市町村交付税は変る。金額にかんしては、その辺はどうか。
議 長	暫休致しませう(午後四時五分)
〃	再開致しませう(午後四時十分)
一〇 審	財産収入の減にかんして。
期 収	軍用地料が入らなくなったのか。
一七 審	財産売却代金の減の理由にかんして。
一〇 審	政府補助金の減の理由は、主に土木関係にかんして。
期 収	事業施行の減。それが出来なかったのか。それ以外は政府の事情がある。
一〇 審	土木補助金。附記は、施行済のどうか。(は、施行済である)
〃 審	工事の出来なかった理由は、どの辺にかんしてあるか。

